

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西新井だいわ会（以下「法人」という。）の評議員、理事及び監事（以上を以下「役員等」という。）に対し、定款及び評議員会決議による報酬及び交通費その他の経費の支払方法を定めるものである。

2 法人の苦情対応規程に定める第三者委員（以下「第三者委員」という。）及び評議員選任・解任委員会運営細則に定める評議員選任・解任委員会委員（以下「評議員選任・解任委員」という。）に対する報酬及び交通費その他の経費の支払方法についても、この規程を準用する。

(評議員会・理事会の出席報酬)

第2条 評議員会又は理事会に出席した役員等に対しては、別表に定める報酬を会議終了後速やかに現金又は預金口座振込の方法により支払うことができる。

2 評議員会又は理事会がテレビ会議、電話会議を含む出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分に議論を行うことができる方法によって開催された場合の報酬は、前項に準じて支払うことができる。

3 評議員会又は理事会が法人定款又は定款細則に定める決議の省略による方法によって開催された場合の報酬は、第1項に定める報酬の半額を支払うことができる。

4 評議員会に出席した理事及び監事に対しては、別表に定める報酬を支払うことができる。但し、第3項の方法によって評議員会が開催された場合は、報酬を支払わないものとする。

5 前各項の定めにかかわらず、評議員会又は理事会に出席した理事長及び法人の職員を兼務する理事に対する報酬は、支払わないものとする。

(役員等の勤務報酬)

第3条 監事が法人に対する監査業務に従事したときは、別表に定める報酬を業務終了後速やかに現金又は預金口座振込の方法により支払うことができる。

2 評議員、理事又は監事が第2条及び前項に定める法人の業務に従事したときは、別表に定める報酬を業務終了後速やかに現金又は預金口座振込の方法により支払うことができる。

3 理事長が評議員会又は理事会に出席した場合その他法人の業務に従事したときは、第2条及び前項の定めにかかわらず、別表に定める報酬を支払うことができる。

4 前項に定める理事長に対する報酬は、法人職員に対する給与の支払に準じ、毎月16日から翌月15日までの分を翌月25日に預金口座振込の方法により支払うものと

する。この場合、領収書の徴求を省略することができる。

(交通費)

第4条 役員等が第2条に定める評議員会又は理事会に出席したとき及び前条に定める法人の業務に従事したときは、交通費の実費を支払うことができる。

2 前項に定める交通費は、第2条又は第3条に定める報酬と併せて支払うものとする。

3 第1項の定めにかかわらず、次の各号に該当する者に対する交通費は支払わないものとする。但し、法人施設への通勤に使用する路線以外に係る交通費については、この限りではない。

(1) 法人から通勤交通費を支給されている理事長

(2) 法人の職員として法人から通勤交通費を支給されている理事

(その他の経費)

第5条 役員等が第2条、第3条及び第4条に定める報酬及び交通費以外の費用を請求したときは、原則として領収書と引き換えにその費用額を支払うことができる。

(第三者委員等への準用)

第6条 第三者委員又は評議員選任・解任委員がその職務に従事したときは、前各条に準じる報酬及び交通費その他の経費実費を支払うことができる。

2 前項の職務には、第三者委員が法人におけるサービスの向上、利用者の権利擁護を図るうえで必要な法人の日常的状況把握等の目的で評議員会又は理事会を傍聴することを含む。但し、評議員又は監事を兼ねる第三者委員が傍聴する場合は、前項に定める報酬及び交通費は支払わない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を要する。但し、理事長が認める場合は、第三者委員又は評議員選任・解任委員の意見を聴取する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

役員等に対する報酬支給基準(平成29年4月1日施行)

単位:円

	報酬
評議員会・理事会出席報酬	
1回当り	10,000
決議省略の場合 1回当り	5,000
役員等勤務報酬	
評議員・理事・監事	
1日当り	8,500
監事の監査業務	
1日当り	15,000
理事長	
1時間当り	5,400

注) 1 報酬総額は、定款又は評議員会決議により定められている。

2 報酬支給基準は、評議員会決議による。

3 支給額は、報酬より税金源泉徴収後の金額となる。